

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 通勤手当について

普通自動車等又は原動機付自転車等を使用する職員に対する通勤手当の月額を別記第2のとおり改定すること。

(3) 勤勉手当について

ア 平成26年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.825月分（再任用職員にあっては、0.375月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再

任用職員にあつては、それぞれ0.45月分) とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

(4) 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

2 給与制度の総合的見直し関係

(1) 給料表等について

1の(1)による改定後の給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別記第3のとおりに改定すること。

給与条例附則第32項から第35項までの規定による55歳を超える職員の給料月額額の減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

(2) 地域手当について

ア 地域手当の支給割合を、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

(ア) 甲地 100分の17

(イ) 乙地 100分の9

イ 甲地に属する地域以外の地域に在勤する医師又は歯科医師である職員に係る地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

(3) 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

(4) 管理職員特別勤務手当について

ア 給与条例第8条の2第1項に規定する職にある職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年千葉県条例第1号)第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は

祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のイについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(3)のイ、(4)、2並びに3の(2)のイからウまでについては平成27年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 平成30年3月31日までの間における差額の支給

(ア) 2による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（(イ)の職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第32項の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年千葉県条例第50号）第3条又は第4条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日。以下「特定職員該当日」という。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給すること。

(イ) 切替日の前日から引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員（同日において教職調整額を支給されていた職員に限る。）のうち、切替日以後

- に職務の級が教育職給料表(二)の4級又は5級である職員となった職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(特定職員にあっては、特定職員該当日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給すること。
- (ウ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員((ア)又は(イ)の職員を除く。)について、(ア)又は(イ)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)又は(イ)に準じて、給料を支給すること。
- (エ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(ア)、(イ)又は(ウ)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)、(イ)又は(ウ)に準じて、給料を支給すること。
- (オ) (ア)から(エ)までによる給料は、給与条例、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第66号)、任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年千葉県条例第52号)及び任期付職員の採用等に関する条例の規定の適用については、各条例に規定する給料に含まれるものとする。
- (カ) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年千葉県条例第1号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第8項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額との合計額」とする。
- (キ) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する平成18年改正条例附則第9項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額との合計額」とする。

(ク) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年千葉県条例第3号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第7項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額との合計額」とする。

(ケ) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する平成24年改正条例附則第8項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額との合計額」とする。

(コ) (ア)又は(イ)による給料及び平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定による給料を支給される職員に関する平成18年改正条例附則第8項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額と平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

(カ) (ア)又は(イ)による給料及び平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定による給料を支給される職員に関する平成18年改正条例附則第9項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額と平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

(キ) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する平成30年4月1日以降の平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定の適用については、同項中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額から平成30年3月31日における(ア)又は(イ)による給料の額を減じた額」とする。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、2の(2)のアの「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、2の(2)のイ中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

ウ 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、2の(3)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

エ その他所要の措置

アからウまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。